30年度 公文書開示状況(4月決定分) 中央卸売市場

様式

			<u> </u>	· (人) (4月次足分) 中天即元巾場			決定	区分		(很扱	ル規 気	È) ś	条例	7条			怀凡
月整理番号	請年月	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非存在	存否応答拒否	1 2号号	3号	4 号	5号	6 7号号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課 等
1	Н30.	3. 22	H30. 4. 2	29板橋市場花き棟南側便所改修給排水衛生設備工事 29板橋市場花き棟南側便所改修電気設備工事 29大田市場消火設備改修工事		1												中央卸売市 場事業部施 設課
2	Н30.	3. 5	H30. 4. 2	淀橋市場 (29) 卸売場エレベーター改修工事 工事設計書		1												中央卸売市 場事業部施 設課
3	Н30.	3. 19	H30. 4. 2	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料(電磁的記録含む)のうち、所管局が保有しているものすべて				1									実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有していないため。	中央卸売市 場管理部総 務課
4	Н30.	3. 26	H30. 4. 4	29交通規制線焼付及び消去工事 工事設計総括書 工事設計内訳書	10	1												中央卸売市 場事業部施 設課
5	Н30. :	2. 13	H30. 4. 13	給与の特例追給について	34		1			1				1			(第7条第2号)本件文書は、懲戒処分となった職員の非行事故に関する情報が含まれており、非開示箇所が公になれば、事故者を識別できるため。職員の給与支給に関する情報であり、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (第7条第6号)懲戒処分は、職員の義務違反に対して組織内の規律と公務遂行の秩序を維持するためにその道義的な責任を問うものであるが、懲戒処分の指針においては個人が識別されないことを基本としている。よって、事故者が特定される情報を公にすることは、懲戒処分の制度趣旨に沿わず、懲戒処分制度の適切な運用に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市 場管理部総 務課
6	H30.	2. 13	H30. 4. 13	「豊洲市場の風評被害発布に向けた魅力発信プロジェクト」契約内訳書	1	1												中央卸売市 場管理部総 務課
7	Н30.	2. 13	H30. 4. 13	「2月13日第1回イベント インフルエンサー&メディアツアー候補者 リスト」	1		1										(第7条第3号) 法人及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これらの情報を公にすることによって、当該法人及び当該事業を営む個人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 都と当該法人の信頼関係を損なわせ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	場管理部総

						決	定区	分		(根	拠規	(定)	条係	列フ彡	条		
万墨玉		青 求 F月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部示開示	非常不	存否応答拒否	1 号	2 3 号	3 4号号	5号	6号	7 8 号	8号:	9 非開示理由等	所管局部課 等
;	В Н3	0. 3. 26	H30. 4. 13	平成28年10月14日付「豊洲市場整備に関する要請」 平成28年10月24日付28江議第1006号「豊洲市場の土壌汚染対策に万全を 期することを求める意見書」 平成29年2月21日付28江区議第1569号「豊洲市場の土壌汚染による風評 被害への対応を求める意見書」 平成29年3月30日付28中区議第907号「築地市場移転問題の早期の結論 を求める意見書」	4												中央卸売市 場新市場整 備部管理課
) H:	30. 4. 2	H30. 4. 16	平成29年9月1日の経済・港湾委員会質疑に関し、樋口議員から中央卸売市場に送られたメール及び文書(属性情報含む)			1					1	1			(第7条第5号) 都議会は言論主義であり、議場(委員会室)での発言が公的見解である。本件文書は、当該都議が委員会での質疑にあたり、質問骨子を具体化していく検討過程の文書である。都庁内外において広く活動する議員との間では、面会のほかに電話やメールを活用して意見交換を行っており、本件文書は、こうした過程の中で、事務事業に関する事実確認などを主眼に議員からメールで入手したものである。のため、本件文書は委員会での実際の質問内容と全く同一のものではなく、議員の検討段階の未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとめ。(第7条第6号)都議会は言論主義であり、議場(委員会室)での発言が公的見解である。本件文書は、委員会での質疑前に作成された質問骨子家に過ぎず、実際の質疑とは当然ながら同一ではない。質問文案は原案作成から議員本人の登壇までの間に随時調整ながが行われるため、途中段階の一案に過ぎない。このため、未確定な同報である本件文書は、表見会での質疑がは原案作成から議員本人の登壇までの間に随時調整とと当然ながら同一ではない。近時間子を開示することは、あたかもその内容が事実であると誤解されるおそれがある。また、信頼関係に基づいて質問骨子を提出した委員からの理事者に対する信頼を損なるまれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じる目が、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市場管理部総務課
1	0 нз	0. 3. 26	H30. 4. 17	27中都地第484号要望書 東京都中央卸売市場築地市場跡地の暫定貸付けに関する覚書 今後情報交換等が必要となる主な事項 (案)	5	1											中央卸売市 場管理部財 務課
1	1 H3	0. 4. 13		29豊洲市場5街区駐車場棟ほか便所整備工事 工事設計内訳書 29豊洲市場6街区駐車場棟便所整備工事 工事設計内訳書 29豊洲市場7街区駐車場棟便所整備工事 工事設計内訳書	120	1											中央卸売市 場新市場整 備部管理課
1	2 H3	0. 4. 16	H30. 4. 24	29豊洲市場5街区駐車場棟ほか便所整備工事 工事設計内訳書 29豊洲市場6街区駐車場棟便所整備工事 工事設計内訳書 29豊洲市場7街区駐車場棟便所整備工事 工事設計内訳書	120	1											中央卸売市 場新市場整 備部管理課
1	3 нз	0. 4. 19	H30. 4. 24	築地市場(28)水産物部本館及び卸売場棟解体工事 設計書 築地市場(28)水産物部仲卸売場棟解体工事 設計書 築地市場(28)青果部事務所棟ほか解体工事 設計書 築地市場(28)青果部卸売場仲卸売場解体工事 設計書		1											中央卸売市場事業部施設課

							決定	区分	}	(相	見拠規	見定)	条例	列フ:	条		
月整理番号	請年	情 求 ≅月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	亦	一部開示	非 有 存	存否応答拒否	2号.	3 4号号	1 5 号	6号.	7号	8号	9 非開示理由等	所管局部課 等
14	Н30	D. 4. 12	H30. 4. 24	29豊洲市場 6 街区地下ピット換気設備等追加対策工事 (その2) 29豊洲市場 6 街区地下ピット換気設備等追加対策工事 (その3)		1											中央卸売市 場新市場整 備部管理課
15	Н30	D. 4. 12	H30. 4. 26	平成23年3月「豊洲市場予定地土木工事設計報告書」 24中新施第217号「工事変更所(第1回設計変更)豊洲市場土壌汚染対 策工事(6街区)		1											中央卸売市 場新市場整 備部管理課
16	Н30	D. 4. 13	H30. 4. 27	環状第2号線暫定鵜飼道路早期開通に向けた対応についての検討資料			-	1				1	1			(条例第5号、6号) 当該資料は検討段階のものであり、公にすることにより、店言うくな情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、当該資料には、環状第2号線暫定鵜飼道路の整備に伴う築地市場の市場業者への影響などの内容も含まれており、公にすることにより、暫定鵜飼道路の整備や市場の運営など、都の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	場管理部総
177	НЗС). 4. 12	H30. 4. 27	平成29年3月「4月以降の豊洲市場への入場について」 平成29年7月3日付「豊洲市場への入場方法について」 平成29年8月22日付「豊洲市場の店舗内の木製造作物等への被害状況の確認について」 平成29年9月6日付「豊洲市場の店舗内の木製造作物等への被害状況の確認について」 平成29年10月5日付「豊洲市場への移転に向けた体制整備について」 平成29年10月26日付「豊洲市場への移転に向けた体制整備について」 平成29年12月「豊洲市場への移転に向けた体制を備について」 平成29年12月「豊洲市場への移転に向けた体制を備について」 平成30年1月26日付「カビが発生した造作物等への対応」(水産物部仲卸業者宛て) 平成30年1月26日付「カビが発生した造作物等への対応」(関連時御者宛て) 平成30年1月29日付「カビが発生した造作物等への対応」(関連時間者宛て) 「カビが発生した造作物等への対応」(関連時間者宛て) 「カビが発生した造作物等への対応」(関連時間者の方が発生した造作物等への対応」(関連事業者ので) 平成30年2月「造作工事及び営業許可に係る説明会の開催について(開催通知)」(関連事業者(飲食)第で) 平成30年2月「造作工事及び営業許可に係る説明会の開催について(開催通知)」(関連事業者(筋食)第で) 平成30年2月「造作工事及び営業許可に係る説明会の開催について(開催通知)」(豊洲市場施設使用予定者(6街区)宛て) 平成30年2月「造作工事及び営業許可に係る説明会の開催について(開催通知)」(豊洲市場施設使用予定者(6街区)宛て) 平成30年2月「造作工事及び営業許可に係る説明会の開催について(開催通知)」(豊洲市場施設使用予定者(7街区)宛て) 平成30年2月「造作工事及び営業許可に係る説明会の開催について(開作通知)」(関連事業者(物販)宛て) 平成30年3月26日「豊洲市場への入場方法の簡素化について」	19												中央卸売 売 場新 管 理 課 備 部

					ž	央定[区分			(村	艮拠	規定	Ē) §	€例	7 弇	Ę	
月惠玛者号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開 部 示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5 号:	S 万	7 8 등 등	1 3	所管局部課 等

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。